

## 県立広島病院テレビ床頭台システム等設置及び運営に関する協定書（案）

県立広島病院を甲とし、〇〇を乙として、甲と乙は、県立広島病院におけるテレビ床頭台システム等（以下「床頭台等」という。）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結した。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、乙の設置及び運営する床頭台等が病院利用者等の療養環境及び利便性の向上に繋がるものとなるよう、この協定を締結する。

### （設置及び運営）

第2条 乙は、県立広島病院テレビ床頭台システム等設置及び運営業務に係る公募型プロポーザルにおいて甲に提出した提案書（以下「提案書」という。）に従って、誠実に床頭台等の設置及び運営を行い、甲はこれに協力する。

2 乙は、直営として床頭台等を運営し、転貸又は委託による運営は行わないものとする。

3 乙は、病院利用者等の療養環境や利便性の向上に繋がるよう、常に床頭台等のサービス向上に努め、病院利用者等からの床頭台等に関する苦情・意見に対しては、誠意をもって対応しなければならない。

### （運営方法等の内容の変更）

第3条 乙は、やむを得ず提案書の内容を変更する場合は、事前に書面にて甲に申出の上、甲の承諾を得るものとする。

### （施設の改修及び修繕）

第4条 乙は、床頭台等の設置及び運営のため、甲の施設の改修及び修繕を行う場合は、事前に計画書等を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。ただし、緊急の修繕及び軽微な改修等についてはこの限りでない。

2 前項の改修及び修繕等費用については、乙の負担とする。

### （遵守事項）

第5条 乙は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 床頭台等の広告・看板類を院外に掲示する場合は、事前に甲の承諾を得ること。

(2) 青少年に有害な番組類は、提供しないこと。

(3) 本協定の有効期間満了後は、速やかに原状に復し、甲に返還すること。

### （協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和7年12月1日から令和12年3月31日までとする。

### （協定の解除）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。なお、この場合に乙に損害が生じても、甲はその補償の責任を行わない。

- (1) 乙が、提案書に従わず、誠実に床頭台等を設置・運営しないと判断した場合
  - (2) 乙が、正当な理由がなく甲の指示に従わない場合
  - (3) 甲において、床頭台等を公用若しくは公共用に供する必要性が生じた場合
  - (4) その他、甲において必要性が生じた場合
- 2 前項の場合、床頭台等の撤去に係る費用は、乙の負担とする。

**(賃借料の支払い)**

第8条 乙は、甲と別途締結する土地・建物賃貸借契約により定めた賃借料を支払うものとする。

**(訴えの管轄)**

第9条 この協定に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

**(疑義の解決)**

第10条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所 広島市南区宇品神田一丁目5番54号

氏名 県立広島病院  
院長 板本 敏行

乙 住所

氏名